

昭和37年3月1日

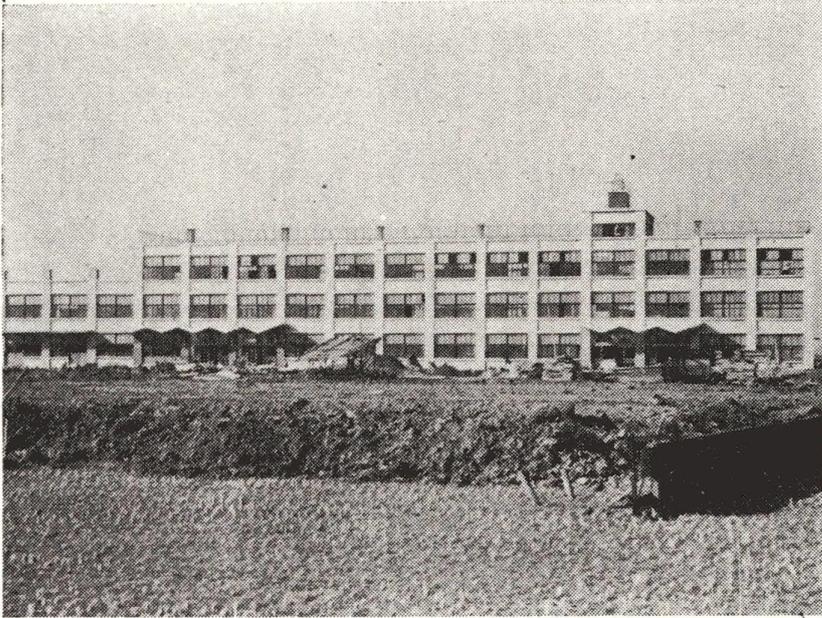


127号

区政のお知らせ

足立区役所

発行
足立区千住1の50
東京都足立区役所
湯浅孝治
編集
総務課総務係
電話代表2151
安藤義雄
印刷
株式会社 巧文社(織田)



新入学児童のご家庭へ

入学通知は三月中旬

四月一日までには、新しく一年生になるお子さんの入学期日と学校が指定され、各ご家庭に通知されるはずですが、父兄の住所変更などで入学通知がこなかったり、指定校が間違っている場合があります。この入学手続きの基礎となる学令簿は、12月1日現在で住民登録の住民票から作成されますので12月2日以後に住所が変わった場合、保護者の方は、すぐに教育委員会へ届け出なければなりません。また事務上の手落ちから通知もれないことも絶対にはないとは

いえませんから、変だと思われたら進んで区教育委員会へ申し出て下さい。

また、病弱・発育不完全、知能の低いお子さんなど、やむを得ない理由で就学出来ない場合は、就学義務を猶予または免除されますから、そのような場合は教育委員会へご相談の上指示をうけて下さい。

増築急ぐ学校

今年、入学する小学校一年生は、約六千五百人、中学へ進学する予定者は約九千人もいます。

下水やドブ川を

ゴミから守ろう

衛門町、五反野駅付近などでもこの改修工事を急いでいますし、近く本木堀も再び着手します。

区民の皆さんも、まずゴミを捨てないよう、ゴミが落ち込まないように注意してご協力下さい。

足立区内には区が管理している下水やドブ川(公共溝渠)が六一七本もあり、これの延長は実に一九万四千五百メートルにものほっています。

区土木課では、年々増加する住宅にそなえ、また水害防止の上からこの下水やドブ川の改修を区内各所で行なっています。



(排水路のドロさらい下沼田町で)

新しい傾向として、集団住宅の建設などで地区的に児童生徒が急増していることでした。したがって、区でも発展してゆく地区の学校の教室を増設したり、分校を新設したり、数年間は学校建設に全力をあげています。

昨年は二七校で一三六教室も増築、新築し、八四教室を改築しましたが、目下西新井小学校など十四の小中学校が教室の新増築を急いでいます。(写真は四月開校をめざして工事を急ぐ西新井小分校)

この区内を縦横に流れる下水やドブ川はそのほとんどが暗渠(地下排水路)でないため、雨や風でドロが流れ込みますので、土木課では失業対策事業で区内各地のドブや下水を掘り下げていますが、何分にも数多く、手間もかかり、区内全部の水路を断えずくまなくさらうことは困難な実状にあります。

区内各町会でも、このような実状から清掃日をきめ、下水の清掃を熱心に行なっているに聞いていますが、どうにも手に負えないよれたドブ川は区土木課までご連絡下さいれば実状を調査の上なるべく早めにドブさらえをするようにいたします。

国民年金

☆ご存じですか

準母子年金が支給されます

いままでの福祉年金は、老令、障害、母子の三種類でしたが、こんど準母子福祉年金という新しい年金ができました。
これは義務教育の終わっていない孫を養っているおばあさん、また義務教育の終わっていない弟や妹を養っているお姉さんというような、ほとんど母子家庭と変わらない状態にある人に支給されます。

この年金額は一〇〇〇〇円で、養っている孫や弟妹が二人以上いるときは二人目から一人あたり年額二四〇〇円が加算されます。
ご近所にこのような家庭がありましたらお知らせあげて下さい。
死亡した人の年金で未だ支給されていない分は遺族に支給されます

弟姉妹のうちこの順序で支給されることになりました。しかしこの未支給の福祉年金は六カ月以内に請求しないともらえなくなります。
なお、福祉年金は本人が生前に請求していたことが必要ですから、まだ福祉年金を請求していない方はお早く出し下さい。
福祉年金と区民税の申告について
福祉年金を受けている方は毎年6月に所得状況届を出していたことになるのですが、そのさい区民税の申告を忘れてしまうと、この届の審査ができず、しいては本年9月の年金の支払いに間に合わないこととなりますから、区民税の申告は忘れずに出して下さい。

20才以上(明治44年4月2日以後に生れた方に限る)の方で、ほかの公的年金制度に加入していない方
2 自分の希望で加入するかしないかをきめられる人、これを任意加入者といいますが、この方は次のような方です。
イ、国民年金以外の公的年金制度に加入している方の配偶者。
ロ、国民年金以外の公的年金制度から年金を受けられるか、又は受ける資格のある方とその配偶者。
ハ、大学・高等学校の学生(たゞし夜間部、定時制、通信制などの在学者は除かれます)

3 必ず加入しなければならぬ人、これを強制加入者といっていますが、この方たちは1に該当し、2の条件に該当しない方々です。

◇一等パブリカ大当り

区商連で景品引換え◇

昨年末に区と共催で行なわれた区商連の一九六一年ゴールデンセールは、従来各商店会ごとに行なっていた福引を一本化して千五百万円にのぼる景品で名実共に豪華大売出しを行ないました。
この抽せん会は去る一月六日区役所で行なわれ二月六日までに景品の引換えを行いました。超デラックス景品の百万円投資信託はついに当選者が名乗りせず、一等のパブリカも四台のうち二台、葛飾区の木下さん(39才)、豊島区の平林さん(61才)が引換に来ただ



けでしたが、この当選者は買物に足立区に限ると大変なご満悦。
引換締切までについて現われなかつた景品代は目下関係者で公共施設に寄附しようと相談中。
(写真は木下さんの)

きよ出年金の

加入届についてお知らせ

足立区内できよ出制国民年金に加入された方は、一月末現在で約七万四千人です。
区役所では、加入対象者の方全部が加入し、将来もれなく年金がもらえるよう、まだ加入届をしていない方の家庭を訪問して、加入届をお願いしています。
しかし、全部の方を完全に訪問することは、実際上不可

能なことなので、次の条件に該当する方で、まだ加入届をしていない方は、お早くお届け下さい。
なお、加入しなければならぬ方が届け出を忘れておられますと将来どこからも年金がもらえなくなりますので、ご注意ください。
1 国民年金に加入する人



「ちょっとした工夫がお味を引立て、食欲をそゝります」と栄養士から手ほどきをうける第18出張所管内のお母さんたち

新生活は栄養から

「新生活はまず家庭料理から、安くて栄養価の高いお献立を」というわけで、2月13日から26日まで各出張所管内六カ所で新生活運動の一環と

してお料理講習会が開かれました。
うずら卵のスープうどん。洋風茶わんむしなど三種類のお料理、一通り見て覚えたらメモを片手にすぐ実習。さてお母さん方のお手並みは?

区内の歯医者さんで — 国保 —

歯の無料検診が受けられます

☆私たちは、からだのどこが悪くてもこま
りませんが、歯もまた同じです。歯が悪いため
に栄養障害をおこしたり思いもよらない病氣
になった話をよく耳にしますが、歯を美しく
丈夫に保つことはあなたの健康を守り、ご家
庭の幸福をもたらすことでもあります。

足立区の国民健康保険では
被保険者の皆さんの健康をお
守りする意味で、このたび足
立区歯科医師会の協賛を得て
次のとおり歯の無料検診を行
なうことになりました。

- 1 実施期間 3月1日から
31日まで（日曜日を除く診
療時間中）
- 2 取り扱うところ 足立区
歯科医師会加入の歯医者さ
ん（入口に表示がしてあり
ます）
- 3 持参するもの 被保険者
証、印鑑

国民健康保険料の 計算はどのように

昭和37年度の国民健康保
料の納額告知書を四月上旬に
お送りしますが、保険料は前
年度と同じように

均等割 一人につき六百円
所得割 昭和36年度特別区民

この納額告知書について、
ご不審の点がありましたら、
区役所国民健康保険課までお
問合せ下さい。
電話 215-11（代表）

税額の九五%
の合計額を十二回に割って毎
月納めていただくことになり
ます。

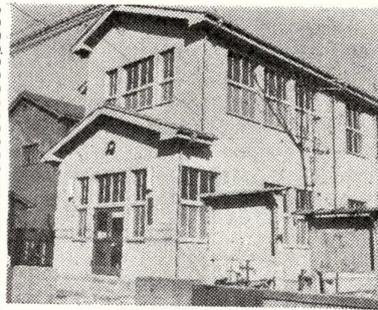
この保険料は皆さんの医療
費などに当られていますが、
区ではこの医療費を、月平均
三千万円近くもお医者さんに
支払っています。

どうか皆さんの医療費とな
ります保険料の納入にご協力
下さい。

第十二出張所改築なる

かねて庁舎改築のため宮城
小学校内に仮移転していまし
た第十二出張所は、先ごろ完
成しましたので、2月19日か

ら宮城町一八（旧所在地）の
新庁舎で執務しています。
電話は従前どおり215-11
七。（写真は同出張所）



住宅についての相談は

都民住宅相談係へ

最近住宅問題に関する相談
が非常に多くなっていますの
で、都住宅局では新しく都民
サービスの一環として、住宅
相談係を設けました。住宅に
関する問題でお困りの方はぜ
ひ一度ご利用下さい。

場所 住宅局総務部庶務課住
宅相談係、電話 215-11
内線 4427・9（国電東

京駅又は有楽町駅下車都第
二庁舎左側分庁舎の一階）
時間 (1) 一般 技術相談は毎
日午前9時30分より午後5
時まで（但し土曜半日、日
曜祭日は休み）
(2) 法律相談は毎日1時より
4時まで（土・日曜祭日は
休み）
相談の内容

- (1) 都営住宅の入居手続
- (2) 住宅建設資金の融資申込
みについて
- (3) 住宅公団及び住宅普及協
会で作った宅地につい
て
- (4) 住宅公団などの分譲住
宅譲り受け申込み
- (5) 借地、借家並びに建設業
者及び宅地建物取引業者
のことについて
- (6) 住宅建設についての建築
基準法や都市計画法など
の法律、並びに建築技術
上の指導相談

各種相談所のご案内

区では区民の皆さんのよい
相談相手となるために、それ
ぞれ専門家による無料相談を
行なっています。どうぞお気
軽にご利用下さい。

法律相談 — 担当は弁護士
▲借地借家・相続・金銭貸
借・離婚・親子扶養・登記・
農地・戸籍・交通事故・刑事
事件など法律全般。

☆毎月第3木曜日1時～4時
☆足立区産業振興館相談室

☆毎月第3水曜日1時～4時
☆足立区梅島支所会議室

保護相談 —
担当は保護監査官
▲家事に関する相談全般

▲お子さんの非行や不良性
にお困りの方、刑をおえ出所
したお子さんの相談など保護
に関する全般。

商工相談 — 担当は相談員
▲金融融資、経理経営、取
引など全般。

税務相談 — 担当は税理士
▲所得税、法人税、事業税
固定資産税、区民税など税金
のこと全般。

以上保護・商工・税務相談は
☆毎週木曜日1時～4時
☆足立区産業振興館相談室

☆足立区産業振興館相談室

一般相談 — 担当は相談員
▲家事に関する相談全般

人権の上相談 —
担当は人権擁護委員、法
務局、区

▲人権をおかされたり、日
常生活のもめごとで悩んでい
る方を保護したり、指導した
ります。

☆毎月22日（当日が日曜のと
きは月曜日）1時～4時
☆足立区産業振興館相談室

教育相談 — 担当は東大教
育相談所員、心理学者、小
児科医、精神科医など

▲知能の低いお子さん、身
体の不自由なお子さん、行
動や性格に異状のあるお子
さんなどの教育指導や相談

☆毎週月・水・金曜日
午前10時～午後4時
☆千寿第四小学校内教育相談
所（北千住東口下車4分）

中小企業相談 — 担当は
東京商工会議所経営改善普
及員

▲小規模事業者の経営及び
技術の改善と発達をはかるた
め、生産技術一般・法規・資
材・金融・税務・経理・経営・
労務・店舗設計・社会保険・
特許・意匠・貿易・取引・開
業・転業などの相談に応じま
す。

☆毎日午前9時～午後5時
（土曜半日、日曜祭日休み）
☆足立区役所経済課内
中小企業相談所足立区支所

柳原町が一・二丁目に分かれ

3月1日から新町名新番地で

いままでの柳原町は番地が不揃いであったために、わかりにくく大変不便でしたが、地番整理係ではこんど町を通称疎開道路で南北二つに分け、南を柳原一丁目、北を同二丁目と改め、番地もわかりよくしました。

この地域にお住いの方は、戸籍、住民登録及び土地台帳などいろいろなことに関係があるので、次のことをご承知下さい。

整理された区域

なお、出張所の所管区域は変わりません。

戸籍について

（この地区に本籍のある方のみ）

戸籍の本籍地番更正は区役所だけではできませんので、戸籍課から町名地番変更申出書をお送りいたしますから、

記入の上出張所へお出し下さい。

但しお急ぎの場合は直接区役所戸籍課窓口で更正の手続きをして下さい。

住民登録について

出張所で取り扱っている住民登録、印鑑登録及び配給台帳などはそれぞれの係で新しく

たずね人

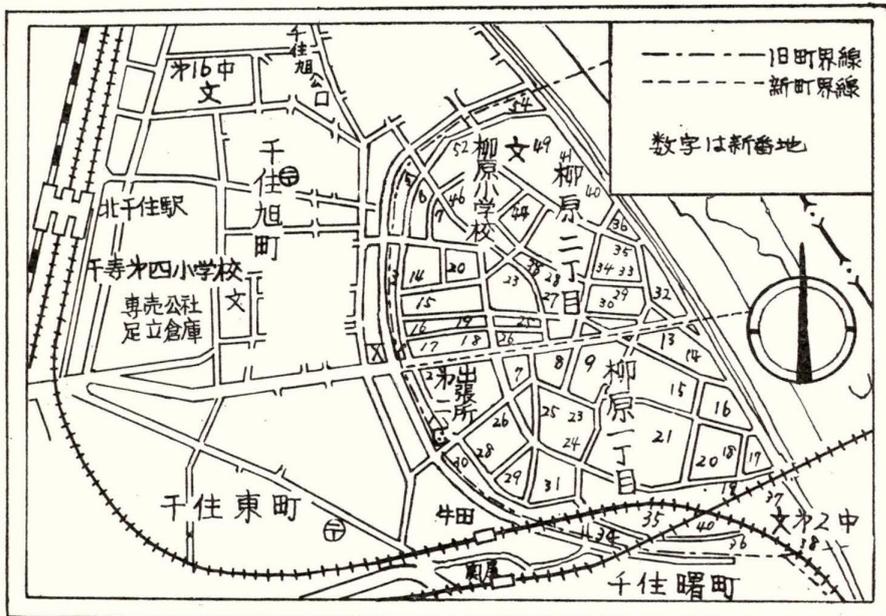
民生課では次の方の消息をたずねています。

この方たちは引揚者や旧軍人遺族で引揚者国庫債券や遺族給与金証書が交付されていらないにもかかわらず転出先が不明のためにお渡しできずにいます。心あたりの方は民生課(二一五一)代)までお知らせ下さい。

- ① 昭和33年9月10日現在、梅島町三三番地にお住い
小島よしさん(44才)
- ② 昭和35年4月27日現在栗原町一七六番地に住んでいて同年7月4日荒川区三河島八丁目へ転出されたはずの西村今朝登さん(32才)
- ③ 昭和34年1月22日現在千住仲町一九番地齊藤荘に住んでいて昭和35年6月26日に西新井町四八〇番地公園住宅へ転出されたはずの

い町名地番に書き替えますから別に手続きはいりません。土地や家屋は東京法務局足立出張所(登記所)で取り扱っている土地

台帳及び登記簿は物件を表示する町名地番だけ職権で訂正されますが、所有者の住所は本人の申告によることになっていきますので、住所訂正を申告する手続きが必要です。但し家屋台帳の修正については登記所が職権で訂正することは出来ませんので本人の修正申告が必要です。



その他の関係

都税事務所、保健所及び福祉事務所などの関係については特別の場合を除きそれぞれから別に手続きはいりません

町名地番変更の証明について

自動車の車検、運転免許証などの住所訂正等の手続き、その他町名地番変更によってそれぞれの手続きをしなければならぬ方には、これに必要な町名地番変更の証明書を第二出張所、または区役所総務課、梅島支所地番整理係などで当分の間無料発行します

急告!!

児童扶養手当の請求はお済みですか

- 厚生省では満15才未満の子供を養育している母親など男手のない家庭の養育者に児童扶養手当を支給するため、請求書を受付中です。次のような方は一応区役所民生課福利係へお問合せ下さい。
- ① 離婚して、父親がいない家庭の児童
 - ② 父親が死亡した家庭の児童
 - ③ なおらない病気やケガで父親が働けない状態にある家庭の児童
 - ④ 父親の生死が明らかでない家庭の児童
- などにあてはまるお子さんがいたら是非申し出て下さい。ただし次のような方には支給されません。
- ① 児童や養育者が日本国民でないとき
 - ② 国外に住んでいる人
 - ③ 母子年金など公的年金の給付を受けることができる人
 - ④ 養育に当たっている人が、前年に十三万円を超える所得があった場合(この場合この所得は児童一人につき三万円づつ加算されます)となっています。

犬猫の死体は

飼犬や猫が死にますと、どちらでもその死体の処理に困りますが、次へ連絡すればすぐに処理してくれます。荒川区三河島町八の三三三 K・K武田化製場 電話(二四八)三三三三 手数料は二百円 また道路上に死んでいる野犬がありましたら 堤南地区は 区土木課 電話(二一五一)代) 堤北地区は 土木出張所 電話(三六八)四六九 へ連絡下さいれば取片付けます。